第 5554 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2016年)平成28年 9月 16日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

## ♤ こども保険

Q：こども保険に入ろうと思いますが、税金関係はどうなりますか？

A：次のようになります。

【解説】

こども保険は、一般に子供が学校の入学適齢期に達したときに所定の入学祝金が、満期まで生存していれば満期保険金が支払われるというものです。この保険に係る税金の取扱いは、次のようになります。

①保険料を支払ったとき

支払った保険料は、受け取った配当を差し引いた正味の保険料が、生命保険料控除の対象になります。

②祝い金・保険金を受け取ったとき

入学祝金や満期保険金を受け取った場合には、受取人の契約者は雑所得として所得税・住民税の対象になります。

③子供が死亡した場合の死亡給付金

被保険者である子供が死亡した場合には、こども保険が終了するとともに死亡給付金を契約者が受け取ることになりますが、その受け取る死亡給付金は、相続税の課税対象とならず、契約者の一時所得となります。

④契約者が死亡した場合の死亡給付金

契約者が死亡した場合には、その後に支払われる入学祝金や満期保険金を受け取る権利を子供が承継することになります。その権利は、相続税の対象となり、この場合の評価は、相続時における解約返戻金相当額となります。